

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 別表1及び2の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

なお、当該違反行為に係る親族の計算は、金融商品取引法第174条の2第6項第2号及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の17第2項第1号の規定により、自己の計算とみなす。

(注) 後記2. 及び3. において、各違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量と売付け等の数量が同数の場合は、上記イ. により計算される額が0円となることから、上記ア. により計算される額のみを記載している。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

2. 別表1に掲げるファルテック株式に係る取引

(1) 令和3年7月16日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、10,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量6,800株に、金融商品取引法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(726円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量3,300株を加えた10,100株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(10,000株)に係るものについ

て、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 7,346,170 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 7,278,130 円)
=68,040 円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(10,100株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(10,000株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(762円)に当該超える数量100株(買付け等の数量10,100株－売付け等の数量10,000株)を乗じて得た額(a)から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(b)を控除した額

(a : 76,200 円) － (b : 73,600 円)
=2,600 円

の合計額 70,640 円となる。

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、70,000円となる。

(2) 令和3年7月20日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、10,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も10,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(10,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 7,787,290 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 7,712,400 円)
=74,890 円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、70,000円となる。

(3) 令和3年7月21日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、7,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,500株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,500 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 5,458,040 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 5,427,210 円)
=30,830 円

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

(4) 令和 3 年 8 月 2 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、8,400 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 8,400 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (8,400 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 6,299,520 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 6,271,500 円)
=28,020 円

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

(5) 令和 3 年 8 月 4 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 6,900 株に、金融商品取引法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 1 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (755 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 400 株を加えた 7,300 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,300 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,300 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 5,512,900 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 5,500,300 円)
=12,600 円

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

(6) 令和3年8月10日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,300株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量500株に、金融商品取引法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(726円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量3,800株を加えた4,300株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,300株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 3,147,320円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 3,126,800円)} \\ & = 20,520円 \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(7) 令和3年8月16日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、7,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,500株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 5,443,010円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 5,419,590円)} \\ & = 23,420円 \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

(8) 令和3年8月17日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、3,400株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量500株に、金融商品取引法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(721円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量3,000株を加えた3,500株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (3,400 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 2,462,510 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 2,453,400 円)} \\ & = 9,110 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(3,500 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (3,400 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (757.04 円) に当該超える数量 100 株 (買付け等の数量 3,500 株 - 売付け等の数量 3,400 株) を乗じて得た額 (a) から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額 (b) を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(a : 75,704 円) - (b : 72,200 円)} \\ & = 3,504 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 12,614 円となる。

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

(9) 令和 3 年 8 月 20 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、5,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 5,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (5,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 3,476,010 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 3,453,100 円)} \\ & = 22,910 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

3. 別表2に掲げるGMB株式に係る取引

(1) 令和3年8月19日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、8,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も8,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(8,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：7,917,810円)
－ (有価証券の買付け等の価額：7,868,840円)
＝48,970円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

(2) 令和3年8月20日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、3,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量1,400株に、金融商品取引法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(865円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量2,800株を加えた4,200株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,800株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,299,670円)
－ (有価証券の買付け等の価額：3,291,100円)
＝8,570円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(4,200株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(3,800株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(980円)に当該超える数量400株(買付け等の数量4,200株－売付け等の数量3,800株)を乗じて得た額(a)から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(b)を控除した額

$$(a : 392,000 \text{ 円}) - (b : 346,800 \text{ 円}) \\ = 45,200 \text{ 円}$$

の合計額 53,770 円となる。

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

(3) 令和 3 年 9 月 10 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、10,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 10,200 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (10,200 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(有価証券の売付け等の価額 : 9,416,030 \text{ 円}) \\ - (有価証券の買付け等の価額 : 9,342,700 \text{ 円}) \\ = 73,330 \text{ 円}$$

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、70,000 円となる。

(4) 令和 3 年 9 月 14 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,900 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 100 株に、金融商品取引法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (935 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 4,800 株を加えた 4,900 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (4,900 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(有価証券の売付け等の価額 : 4,607,200 \text{ 円}) \\ - (有価証券の買付け等の価額 : 4,582,100 \text{ 円}) \\ = 25,100 \text{ 円}$$

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

(5) 令和 3 年 9 月 16 日から翌 17 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、11,700 株で

あり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 11,700 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(11,700 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 11,027,600 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 10,673,920 \text{ 円}) \\ & = 353,680 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、350,000 円となる。

(6) 令和 3 年 9 月 22 日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、15,500 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、16,200 株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(15,500 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{有価証券の売付け等の価額} : 13,765,280 \text{ 円}) \\ & - (\text{有価証券の買付け等の価額} : 13,648,870 \text{ 円}) \\ & = 116,410 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(16,200 株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(15,500 株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(925 円)に当該超える数量 700 株(買付け等の数量 16,200 株 - 売付け等の数量 15,500 株)を乗じて得た額(a)から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(b)を控除した額

$$\begin{aligned} & (a : 647,500 \text{ 円}) - (b : 617,700 \text{ 円}) \\ & = 29,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 146,210 円となる。

イ. 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、140,000 円となる。

4. 上記2. 及び3. により算定した額の合計

2. の合計額 270,000 円 + 3. の合計額 670,000 円
=940,000 円 となる。

※ 違反行為に係る売付け等の価額及び買付け等の価額の詳細については、別表3を参照。